

## 第三次滋賀県環境総合計画の改定について

### 1 滋賀県環境総合計画の策定の根拠・趣旨

県では、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、滋賀県環境基本条例第12条に基づき「滋賀県環境総合計画」を平成9年10月に策定、平成16年3月に「新滋賀県環境総合計画」として、平成21年12月には「第三次滋賀県環境総合計画」(現行計画)として、それぞれ改定された。

### 2 第三次滋賀県環境総合計画の改定について

現行計画では、平成19年(2007年)12月に策定された県の最上位計画である「滋賀県基本構想」や、平成20年(2008年)3月に策定された「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえつつ、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」の2つの長期目標を掲げている。(資料参照)

また、平成21年度(2009年度)～平成25年度(2013年度)まで5年間に講じるべき施策の基本方向を示しており、平成25年度末で計画期間が終了することとなる。

このため、今後の滋賀県の環境施策のさらなる実効性を高めるため、社会・経済等の様々な情勢の変化に対応し、現行計画の点検・評価を踏まえた上で、平成26年3月の改定を目指して作業を行う。

### 3 現行計画策定以降の主な動き(平成21年度以降)

#### 【滋賀県における動き】

- ◇滋賀県基本構想「未来を拓く8つの扉」の策定(平成23年度)
- ◇滋賀県低炭素社会づくり推進に関する条例の制定(平成23年度)
- ◇滋賀県低炭素社会づくり推進計画(平成23年度)
- ◇マザーレイク21計画(第2期改定版)の策定(平成23年度)

#### 【関西および日本国内の動き】

- ◇関西広域連合の発足(平成22年度):広域環境保全局の事務局を滋賀県が担当
- ◇3.11東日本大震災の発生および原発の事故(平成22年度)
- ◇電力逼迫に伴う節電行動～関西広域連合および滋賀県での取組(平成23・24年度)
- ◇国の第四次環境基本計画の策定(平成24年度)

#### 【世界の動き】

- ◇生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)の名古屋開催(平成22年度)
- ◇国連持続可能な開発会議(リオ+20(平成24年度))

#### 4 時代の潮流や国内外の動きから見えるキーワード

##### [低炭素社会の実現に関するキーワード]

持続可能社会の進展、再生可能エネルギーの推進、グリーンイノベーションの推進、社会経済のグリーン化、省エネルギーへの関心(節電行動)、省エネ型ライフスタイルへの転換

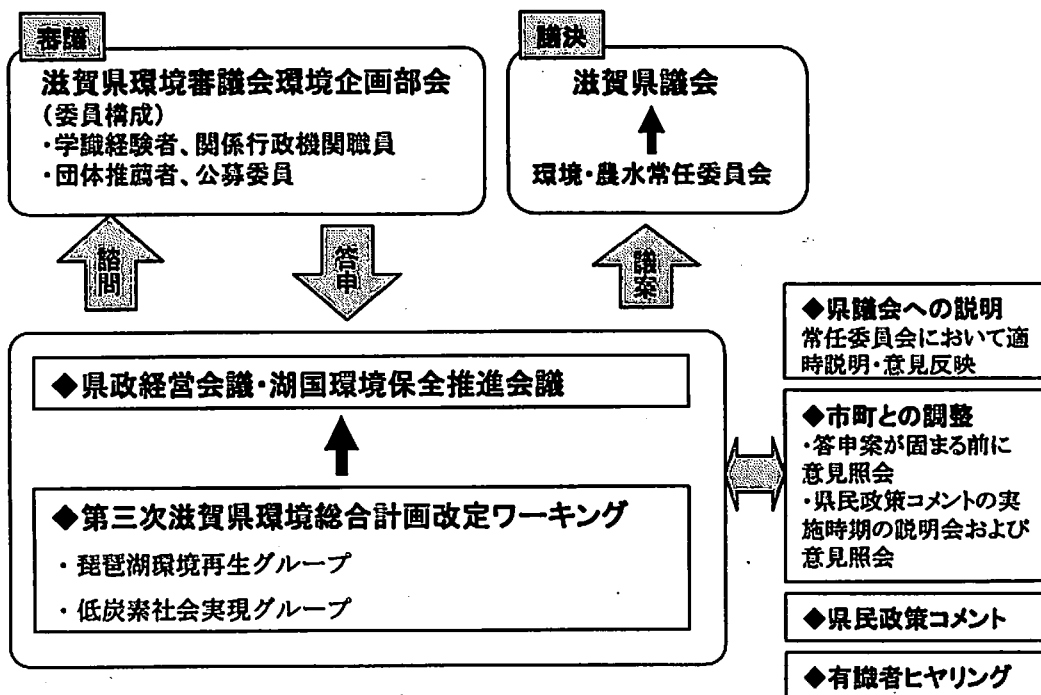
##### [琵琶湖環境の再生に関するキーワード]

水草の異常繁茂、難分解性有機物、生物多様性保全、ESD(持続可能な開発のための教育)、地産地消への関心の高まり、安全・安心への関心、環境リスクコミュニケーション、助け合い・支え合い、つながりや絆

#### 5 スケジュール(予定)

- 平成25年3月 環境審議会に諮問 (環境企画部会にて4回程度の審議)
- 平成25年8月 環境審議会から答申
- 平成25年9月 県民政策コメント実施
- 平成26年2月 県議会で議案提出

#### 6 検討の進め方

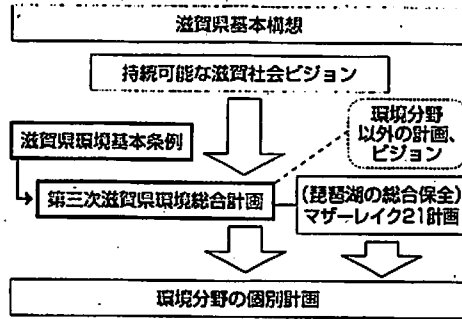


# 第三次滋賀県環境総合計画：現行計画の概要

## 計画の位置づけ

### 1 滋賀県環境総合計画の改定の経緯

- 平成 8 年 3 月 滋賀県環境基本条例制定
- 平成 9 年 10 月 「滋賀県環境総合計画」策定
- 平成 16 年 3 月 「新滋賀県環境総合計画」に改定
  - ・概ね 5 年が経過
  - ・地球環境問題や琵琶湖環境の変化
  - ・基本構想、持続可能な滋賀社会ビジョンの策定
- 第三次滋賀県環境総合計画として改定



### 2 計画の性格と役割

- 滋賀県環境基本条例に基づく、県の環境施策の基本計画
- 長期的な目標、施策の方向、環境への配慮指針など重要事項を定める
- 「滋賀県基本構想」や「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえた計画
- 「マザーレイク 21 計画（平成 22 年度改定予定）」とも整合を図る
- 環境関連の個別計画等の指針となるもの

### 3 計画期間

平成 21 年度（2009 年度）～ 平成 25 年度（2013 年度）まで

「滋賀県基本構想」「持続可能な滋賀社会ビジョン」に描く将来像（2030 年）の実現に向けて、5 年間に掲げるべき施策の基本方向を示す。

目指すべき社会像（2030 年）



## 長期的な目標

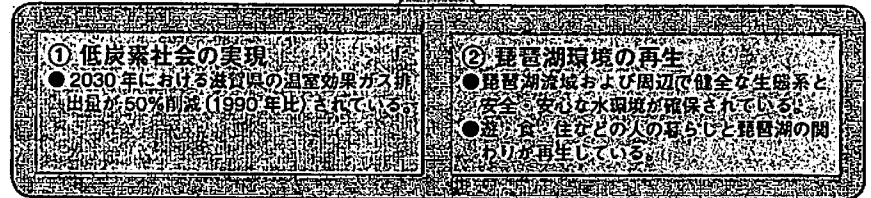
### 1 持続可能な滋賀社会の実現に向けた長期的な目標

この計画では、おおむね一世代後である 2030 年を想定し、「持続可能な滋賀社会」を目指すべき将来の姿と位置づけ、その実現を図るために長期的な目標と施策の基本方向を定めます。

#### 長期的な目標

2030年

### 持続可能な滋賀社会の実現



### 第三次滋賀県環境総合計画 (2009 年度～2013 年度)

#### 滋賀の現状

\*目標の対象とする温室効果ガスは二酸化炭素 (CO<sub>2</sub>)、メタン (CH<sub>4</sub>)、一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O)、ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、六フッ化硫黄 (SF<sub>6</sub>) とする。なお排出量の約 9 割はエネルギー起源の CO<sub>2</sub> である。

### 2 施策展開の基本的な視点

#### (1) 持続可能な滋賀社会の実現に向けた施策の推進の視点

- 対症療法だけでなく総合的な視点で解決を目指します。
- 様々な政策手法を組み合わせて取組を進めます。
- 新たなビジネスチャンスの創出や県民の生活の向上を目指します。
- 最新の科学技術や伝統的な知恵を活用し、新たな豊かさを創造・普及します。
- 取組が利益となったり、効果が見える仕組みを構築します。

#### (2) 県民・事業者・市町等との連携による施策の推進の視点

- 県民・地域団体・NPO など様々な主体との協働・連携を推進します。
- 市町等の力強い連携・協働関係を構築し、取組を推進します。
- 民間企業と協働して取り組む取組を推進します。

1 持続可能な滋賀社会の構築に向けた人育ち・人育て

自らの課題として地球温暖化問題をとらえられるよう、地球温暖化への理解と認識を深めた環境教育・環境学習の推進

琵琶湖をはじめとする豊かな自然環境。地域固有の伝統文化や歴史などの素材、地域の人材を活かした環境教育・環境学習の推進

2 持続可能な滋賀社会の構築に向けた基礎づくり

環境への負荷が少ない移動手段への転換、木材や農産物の地産地消の推進、環境マネジメントシステムの普及などによるまちづくりや地域経済の活性化

省エネルギー技術や新エネルギー技術を開発する産業界と技術の普及

持続可能な社会への転換につながる政策や政府手段の調査研究の推進、各種規制や経済政策など様々な政策手法を組み合わせた効果的な取組の検討

積極的な環境情報の提供や地域住民などとの協働による環境保全活動の促進

環境への負荷削減技術を用いた農産物の栽培の普及、水質汚濁防止関連の技術開発の奨励とその成果の普及

琵琶湖環境科学研究センターや琵琶湖博物館をはじめとする各試験研究機関のより緊密な連携

3 各分野別の環境施策の推進

(1)地球温暖化対策

事業活動やライフスタイルの転換を促す仕組みづくりを通じた省資源・省エネルギーの取組を定着・拡大

県民・事業者、行政の各主体の温暖化対策の取組の確実な推進、再生可能エネルギーの導入促進を通じた新たなビジネスチャンスの創出

国の経済危機対策などに基づく基金や交付金などを活用した、雇用促進や地域活性化と併せた温室効果ガスの排出削減

ライフスタイルや事業活動の省資源・省エネルギー化による琵琶湖への流入汚濁負荷の削減



ヨシの刈り取り



省エネルギーの利用促進



適正な森林管理

(2)自然環境

農産木材の利用拡大、県民などとの協働を活かした森林や里山の適正な管理を通じた吸収源対策

人と自然の間わりの回復の視点をもち、内湖や砂浜、ヨシ群落など湖辺の生態系の保全・再生と、琵琶湖固有の魚類などが生育できる環境の整備

森林や里山の適正な管理を通じた森林の持つ水源かん養機能や水質浄化機能の向上

(3)景観・歴史的環境

先人から受け継いだ美しい湖国の風景を守り育てていくことを通じた健全な生態系の確保と、人の暮らしと琵琶湖の間わりの再生

人と水が関わってきた歴史や文化の継承、水と共存することの大切さへの気づきの促進

(4)水・土壌環境

最新の省エネルギー技術を活用して水処理を進めるなど、琵琶湖への流入負荷削減対策のより効果的な推進

間伐など森林施策の適切な実施による災害の防止や水源かん養機能の向上と、炭酸ガス吸収源としての機能する森林を維持

農地や路面等の面源および事業地等の点源から琵琶湖へ流入する汚濁負荷の削減対策の推進

森林や農地の適正な整備・管理による災害の防止や水源かん養機能の向上と、水質浄化機能の効果的な発揮

気候変動による琵琶湖の水質、水生生物、魚類、水収支等への影響の予測評価と、行政策への反映

(5)大気・化学物質その他の快適環境

環境負荷を小さくする技術や機器、施設の導入などによる、工場や事業場における大気汚染物質削減と温室効果ガスの削減

自動車利用から公共交通機関や自転車への利用転換が利用者にとってもメリットとなるような仕組みづくり

工場や事業場における大気汚染物質削減や化学物質などの適正な管理の促進による、降雨などを経由した琵琶湖への負荷の削減

(6)廃棄物・資源循環

廃棄物の3Rの取組の推進、廃棄物の処理に必要なエネルギー使用の削減、廃棄物のエネルギーとしての再利用

ごみのポイ捨てや不法投棄など、不適正処理の未然防止や早期改善に取り組みすることによる、快適な琵琶湖環境の維持



流入河川対策（水生浄化）

